

琵琶湖流域下水道共同研究技術審査委員会設置要領

第1条（目的）

「琵琶湖流域下水道新技術開発等支援共同研究実施要綱」（以下、「要綱」という。）に定める試験研究において、研究課題、共同研究実施の可否等を審査するため、琵琶湖流域下水道共同研究技術審査委員会（以下、「審査委員会」という）を設置する。

第2条（審査委員会の所掌事務）

次の検討事項に関する検討を行う。

- (1) 要綱第4条に規定する指定機関共同研究に係る共同研究計画等の審査
- (2) 要綱第5条に規定する課題提示公募型共同研究の提示課題等の審査
- (3) 要綱第6条に規定する民間等提案型共同研究の共同研究課題等の審査

第3条（委員）

委員は、別表1に掲げる者をもってあてる。

第4条（座長）

- 1 審査委員会に座長および副座長を置く。
- 2 座長は、琵琶湖環境部技監（下水道担当）の職にある者をもってあてる。
- 3 副座長は、下水道課長の職にある者をもってあてる。
- 4 座長に事故のあったときは、副座長が座長の職務を代行する。

第5条（審査委員会）

- 1 座長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 2 審査委員会は、委員の5分の3以上の出席で成立する。
- 3 座長は、必要に応じて委員会に関係職員および学識経験者等を出席させ、または意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

第6条（事務局）

事務局を下水道課に置く。

第7条（その他）

本要領に定めるもののほか、審査委員会の運営等について必要な事項は、座長がこれを定める。

付則 この要領は、平成25年12月6日から適用する。

別表 1

所 属	役 職
琵琶湖環境部	技監（下水道担当）
下水道課	課長
	主席参事
南部流域下水道事務所	所長
北部流域下水道事務所	所長